

広島県子育てスマイルマンション認定制度要綱

制 定	平成25年 3月28日
一部改正	平成25年 6月18日
一部改正	平成26年 4月 1日
一部改正	平成29年12月20日
一部改正	令和 5年 5月 1日
一部改正	令和 6年 5月28日

(目的)

第1条 この要綱は、子育てにやさしい住まい環境を備えたマンションを、広島県子育てスマイルマンション（以下「スマイルマンション」という。）として、知事が認定することで、子育てしやすい住まい環境の整備を促進するとともに、家族にとって魅力的な生活環境の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) マンション 次に掲げるものをいう。
 - ア 延べ面積の過半を住宅の用途に供し、かつ、2以上の住戸が存する建築物並びにその敷地及び附属施設
 - イ アに掲げる建築物を含む数棟の建築物並びにそれらが存する一団の土地及び附属施設
- (2) スマイルマンション 広島県内のマンションのうち、別に定めるスマイルマンションの認定対象及び認定基準に適合するものとして知事が認定したものをいう。
- (3) 計画認定 新たに建築する予定若しくは工事中のマンションの計画について行う認定をいう。
- (4) 竣工認定 竣工後のマンションについて行う認定をいう。
- (5) 申請者 スマイルマンションの認定を受けようとするマンションの建築主等をいう。
- (6) 住戸専用部分 住戸に供する専用部分のうち、寝室、食事室兼台所、便所、浴室、収納スペース等を含み、バルコニー、アルコーブ、専用ポーチを除いた部分をいう。
- (7) 共用部分 マンションの部分のうち、前号に規定する住戸専用面積を除いた部分をいう。
- (8) 日本住宅性能表示基準 住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法の基準であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）（以下「品確法」という。）第 3 条の規定により定められたものをいう。

(認定対象)

第3条 この要綱に基づく認定の対象となるマンションは、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 品確法第 5 条第 1 項に基づく設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価書を原則、取得していること。ただし、すでに着工若しくは竣工しているなど、取得することができない場合は、この限りでない。
- (2) その他法令等に違反していないこと。

(認定基準)

第4条 スマイルマンションの認定基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 近所の子どもが集まり遊べる住まい環境であること。
- (2) 地域の人たちが助けてくれる住まい環境であること。
- (3) 親同士が助け合い・交流ができる住まい環境であること。
- (4) 働きながら子育てできる住まい環境であること。
- (5) 安心して子育てできる住まい環境であること。

2 前項の認定基準に関し必要な事項は、広島県子育てスマイルマンション認定基準で定める。

(計画認定申請等)

第5条 計画認定を受けようとする申請者は、認定申請書（別記様式1）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に2部提出するものとする。

- (1) 子育て住まい環境チェックリスト（別記様式2）
- (2) 位置図（周辺の施設の状況を記載）
- (3) 設計図（実施設計レベルの配置図、各階平面図、断面図及び住戸詳細図、外構図、動線計画図で、認定基準に関わる内容が示されたもの）
- (4) 設計住宅性能評価書の写し又は日本住宅性能表示基準別表1の6-1、9-1、9-2の事項のうち、スマイルマンションの認定基準を満たすことを確認できる書類
- (6) その他、認定基準に適合することを確認するため、知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請があった計画について審査を行い、その計画どおりに実施されれば適合すると判断できる場合にあつては、計画認定し、計画認定書（別記様式3）を交付するとともに、その概要を公表することができるものとし、認定基準に適合しないと判断した場合にあつては、認定基準に適合しない旨の通知（別記様式4）により、申請者にその旨を通知するものとする。

3 前項の公表は、次の内容を、県のホームページ等へ掲載することにより行う。

- (1) 事業者名
- (2) 認定を受けたマンションの所在地
- (3) 認定日
- (4) 申請書に添付された子育て住まい環境チェックリスト（別記様式2）に記載された内容

4 第2項の規定により計画認定書の交付を受けた申請者は、計画認定を受けたマンションであることを表示する場合、認定マーク（別記様式6）を使用し、次の各号に定める事項を記すことができる。

- (1) 当該マンションが、スマイルマンションの計画認定を受けたこと。
- (2) その他、認定基準に適合した内容に関すること。

5 第2項の規定により計画認定書の交付を受けた申請者は、その後の認定に係る手続きを中止する場合、又は認定基準に関わらない事項について変更する場合は、すみやかに変更等届出書（別記様式5）により、知事に届け出なければならない。

(計画変更認定申請等)

第6条 前条第2項の認定を受けた日から次条に規定する申請を行うまでの間に、認定基準に係る事項について変更する場合は、認定申請書（別記様式1）に変更する事項を明示した書類を添えて、あら

かじめ知事に2部提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があった変更計画について審査を行い、その計画どおりに実施されれば認定基準に適合すると判断できる場合にあつては、変更計画認定し、計画変更認定書（別記様式7）を交付するとともに、その概要を公表することができるものとし、認定基準に適合しないと判断した場合にあつては、認定基準に適合しない旨の通知（別記様式4）により、申請者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の公表については、前条第3項の規定を準用する。
- 4 第2項の規定により計画変更認定書の交付を受けた申請者は、計画認定を受けたマンションであることを表示する場合、認定マーク（別記様式6）を使用し、前条第4項各号に定める事項を記すことができる。
- 5 第2項の規定により計画変更認定書の交付を受けた申請者は、その後の認定に係る手続きを中止する場合、又は認定基準に関わらない事項について変更する場合は、すみやかに変更等届出書（別記様式5）により、知事に届け出なければならない。

（竣工届兼竣工認定申請等）

第7条 竣工認定を受けようとする申請者（計画認定を受けずに竣工認定を受けようとする者及び竣工認定を更新しようとする者を含む。）は、竣工届兼竣工認定申請書（別記様式8）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に2部提出するものとする。

- (1) 建設住宅性能評価を取得している場合はその評価書の写し
 - (2) その他、認定基準に適合することを確認するため、知事が必要と認める書類
 - (3) 計画認定を受けずに竣工認定を受けようとする場合又は竣工認定を更新しようとする場合は、第5条第1項第1号から第4号に掲げる書類
- 2 知事は、前項の申請があったマンションについて審査及び現地検査を行い、認定基準に適合すると判断できる場合にあつては、竣工認定し、竣工認定書（別記様式9）を交付するとともに、その概要を公表することができるものとし、認定基準に適合しないと判断した場合にあつては、認定基準に適合しない旨の通知（別記様式4）により、申請者にその旨を通知するものとする。
 - 3 前項の竣工認定については、認定の日から5年以内の期間を定めて竣工認定するものとする。
 - 4 第2項の公表については、第6条第3項の規定を準用する。
 - 5 第2項の規定により竣工認定書の交付を受けた申請者は、竣工認定を受けたマンションであることを表示する場合、認定マーク（別記様式6）を使用し、次の各号に定める事項を記すことができる。
 - (1) 当該マンションが、スマイルマンションの竣工認定を受けたこと。
 - (2) その他、認定基準に適合した内容に関すること。

（維持管理）

第8条 申請者は、スマイルマンションの竣工認定を受けた後、すみやかに維持管理責任者を選任し、維持管理責任者選任届出書（別記様式10）により、知事に届け出なければならない。また、選任届け出後に維持管理責任者を変更した場合は、変更後すみやかに維持管理責任者選任届出書（別記様式10）により、知事に届け出なければならない。

- 2 維持管理責任者は、竣工認定を受けたマンションについて、竣工認定を受けた申請内容と差が生じないよう、適切な維持管理に努めなければならない。

- 3 維持管理責任者は、前条に規定する竣工認定から1年ごとに、維持管理の状況を、維持管理状況報告書（別記様式11）に、次の各号の書類を添えて、知事に報告しなければならない。
 - (1) 認定基準に適合している状況が分かる写真（共用部分の仕様及び管理運営に関する部分）
 - (2) 子育て支援サービス実施経過報告書（別記様式12）
 - (3) その他維持管理の状況に関して、知事が必要と認める書類
- 4 知事は、前項の規定に関わらず、必要に応じて認定マンションの維持管理責任者に対し、維持管理の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

- 第9条** 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、第5条第2項、第6条第2項及び第7条第2項の規定による認定を取り消すことができる。
- (1) 認定基準に適合しなくなった場合
 - (2) 申請者又は維持管理責任者から、認定取消申出書（別記様式13）により、認定の取消しの申出があった場合
 - (3) 維持管理責任者が正当な理由なく、前条第3項及び第4項の報告を怠った場合
 - (4) スマイルマンションが滅失した場合
 - (5) その他知事が認定を取り消す必要があると認める場合
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書（別記様式14）により申請者又は維持管理責任者に理由を付して通知するとともに、その旨を公表することができる。
 - 3 前項の公表については、第5条第3項の規定を準用する。

（施行の細目）

- 第10条** この要綱の施行について必要な事項は、都市建築技術審議官が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月22日から施行する。
- 2 第9条第1項第1号に規定する認定基準は、別に定める広島県子育てスマイルマンション認定基準の改正があった場合においても、第5条第2項、第6条第2項及び第7条第2項の規定による認定時に適用した基準とする。

附 則

この要綱の一部改正は、平成25年6月18日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱の一部改正は、平成29年12月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正前に第5条第2項の規定による計画認定書の交付を受けた申請者が平成31年3月31日までの間にした第7条第1項の規定による申請については、改正後の第7条第2項の規定は適用せず、改正前の第7条第2項の規定は、なお効力を有する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和6年5月28日から施行する。

別記（様式）

- 1 認定申請書
- 2 子育て住まい環境チェックリスト
- 3 計画認定書
- 4 認定基準に適合しない旨の通知
- 5 変更等届出書
- 6 認定マーク
- 7 計画変更認定書
- 8 竣工届兼認定申請書
- 9 竣工認定書
- 10 維持管理責任者選任届出書
- 11 維持管理状況報告書
- 12 子育て支援実施経過報告書
- 13 認定取消申出書
- 14 認定取消通知書

(別記様式1)

令和 年 月 日

広島県知事

(申請者)

住所

氏名

広島県子育てスマイルマンション認定制度 認定申請書

次の計画について認定を受けたいので、広島県子育てスマイルマンション認定制度要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

申請区分	<input type="checkbox"/> 計画認定 (第 条第 項) <input type="checkbox"/> 計画変更認定 (第 条第 項) ・ 計画認定 年 月 日 (住宅第 号)	
計画名称		
計画の位置	地名地番：広島県 住居表示：広島県	
工事期間	(予定) 着工 年 月 日～竣工 年 月 日	
計画概要 (要件との整合)	敷地面積： m ²	延べ面積 (全体)： m ²
	全住戸数： 戸	
	住戸専用部分の面積 (1戸あたり)：	m ² ～ m ²
	住戸専用部分の面積 70 m ² 以上の住戸数：	戸 ≥ 全住戸の 1/2 (戸)
	住宅以外の用途の有無：	
	<input type="checkbox"/> あり (用途： 、延べ面積 m ²) <input type="checkbox"/> なし	
	設計住宅性能評価書の取得日： 年 月 日	
	建設住宅性能評価書の取得予定： 年 月 日	

※ 裏面に続きます。

概要	※ 計画変更認定の場合のみ、その概要を記入してください。
----	------------------------------

[添付資料]

- 子育て住まい環境チェックリスト（別記様式2）
- 位置図（周辺の施設の状況を記載）
- 設計図（実施設計レベルの配置図、各階平面図、断面図及び住戸詳細図、外構図、動線計画図で、認定基準に関わる内容が示されたもの）
- 設計住宅性能評価書の写し又は日本住宅性能表示基準における別表1の6-1、9-1、9-2の事項のうち、スマイルマンションの認定基準を満たすことを確認できる書類
- その他、認定基準に適合することを確認するため、知事が必要と認める書類

(別記様式 2)

子育て住まい環境チェックリスト

計画名称	
申請区分 (該当する番号にチェック)	<input type="checkbox"/> 1 計画認定申請 <input type="checkbox"/> 2 竣工届・竣工認定申請
設計住宅性能評価書	
建設住宅性能評価書	

	項目	得点	備考 (必要得点)
1	近所の子どもが集まり遊べる住まい環境	____点 / 31点中 (____%)	16点以上
2	地域の人たちが助けてくれる住まい環境	____点 / 12点中 (____%)	6点以上
3	親同士が助け合い・交流ができる住まい環境	____点 / 12点中 (____%)	6点以上
4	働きながら子育てできる住まい環境	____点 / 22点中 (____%)	11点以上
5	安心して子育てできる住まい環境	____点 / 22点中 (____%)	11点以上

【子育て住まい環境概要】

1 近所の子どもが集まり遊べる住まい環境

項目			計画概要	備考	基準概要
近所の子どもが大勢で遊べるイベント	1	近所の子どもが大勢で遊べるイベント [3p]	<input type="checkbox"/> 住民主体の子ども体験型のイベント（餅つき、とんど、秋祭り、クリスマス会等）	※実施するイベントにチェック	
			<input type="checkbox"/> 高齢者等とのふれあいができる地域のまつり		
			<input type="checkbox"/> 共用菜園での四季を通じた野菜づくり		
			<input type="checkbox"/> 近所のお兄ちゃん、お姉ちゃんとの交流イベント		
			<input type="checkbox"/> その他、近所の子どもが大勢で遊べるイベント 具体内容を記入		
安全安心に遊べる住まい	2	バリアフリー化 [必須]	日本住宅性能表示基準「9-1 高齢者等配慮対策等級」 専用部分：等級 共用部分：等級		等級2以上または広島県子育てスマイルマンション認定基準に適合
	3	住戸内の階段の形状 [必須]	日本住宅性能表示基準「9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）」 等級		等級2以上または広島県子育てスマイルマンション認定基準に適合
	4	住戸内の床仕上げ [2p]	床材名・材質 メーカー CSR（滑り抵抗係数）		滑りにくい床材の採用 0.6以上（参考）
	5	転落防止手すりの設置 [必須]	日本住宅性能表示基準「9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）」 等級		等級2以上または広島県子育てスマイルマンション認定基準に適合
	6	衝突安全対策 [2p]	<input type="checkbox"/> 柱の面取り加工や出隅部に角が出ないようにしている 図面番号		
			<input type="checkbox"/> 扉の反対側にいる人の気配が分かるようになっている 図面番号		
			<input type="checkbox"/> その他、衝突防止の措置 具体内容を記入		
7	健康にやさしい建材使用 [2p]	日本住宅性能表示基準「ホルムアルデヒド対策」 等級	規制品目でないものを除く	等級3以上または広島県子育てスマイルマンション認定基準に適合	
8	防犯対策 [3p]	<input type="checkbox"/> 登録番号 登録見込み	上と同等の防犯対策を講じている 具体内容を記入		「広島県防犯モデルマンション」 住戸の玄関扉、窓等は、侵入盗等の被害に遭いにくいように、計画すること
		<input type="checkbox"/> 図面番号			
のびのび遊べる住まい	9	床下の防音対策（軽量床衝撃音） [必須]	日本住宅性能表示基準「8-2 軽量床衝撃音対策」 等級		等級4（Li,r,L-50相当）以上または広島県子育てスマイルマンション認定基準に適合
	10	床下の防音対策（重量床衝撃音） [必須]	日本住宅性能表示基準「8-1 重量床衝撃音対策」 等級		等級4（Li,r,H-55相当）以上または広島県子育てスマイルマンション認定基準に適合

気軽に外出するきっかけ	11	敷地内通路の歩車分離	<input type="checkbox"/> [2p]	図面番号 _____		
	12	平面式の駐輪場	<input type="checkbox"/> [2p]	駐輪台数 _____ 住戸数 _____ 図面番号 _____		2台以上/1住戸
	13	防犯対策	<input type="checkbox"/> [3p]	○ 登録番号 _____ ○ 登録見込み ○ 上と同等の防犯対策を講じている ○ 具体内容を記入 _____ _____ _____ 図面番号 _____		「広島県防犯モデルマンション」 敷地内の屋外各部位及び住棟内の共用部分等は、周囲から見通しが確保されるように、計画すること
気軽に集まれるスペース	14	キッズルームやちょっとした交流スペースの設置	<input type="checkbox"/>	○ [3p] 近隣住民の使用を考慮した、集会室、キッズルーム等の共用スペース 図面番号 _____		
				○ [1p] その他の工夫 ○ 具体内容を記入 _____ _____ _____ 図面番号 _____		共用玄関付近等へのベンチ等の設置など、近隣住民との交流を促す工夫
のびのびと遊べるスペース	15	プレイロットやちょっとした交流スペースの設置	<input type="checkbox"/>	○ [3p] 近隣住民の使用を考慮した、プレイロット等の屋外共用スペース 図面番号 _____		
				○ [1p] その他の工夫 ○ 具体内容を記入 _____ _____ _____ 図面番号 _____		子どもが遊べる屋外スペースの確保など、近隣子どもたちとの交流を促す工夫
のびのびと走り回って遊べる環境	16	子どもがのびのび遊べる公園	<input type="checkbox"/>	公園の名称 _____ 公園の特徴 _____ _____	※マンションとの位置関係、距離がわかるよう図示し、距離を記入	
				○ [3p] 公園まで 400m未満		
				○ [2p] 公園まで 400m以上 800m未満		
				○ [1p] 公園まで 800 以上 1,200m未満		
豊かな心を育む自然	17	豊かな自然環境	<input type="checkbox"/>	緑地等の名称 _____ 緑地等の特徴 _____ _____	※マンションとの位置関係、距離がわかるよう図示し、距離を記入	
				○ [3p] 緑地等まで 400m未満		
				○ [2p] 緑地等まで 400m以上 800m未満		
				○ [1p] 緑地等まで 800 以上 1,200m未満		
合計点（選択）				_____p		16p 以上

2 地域の人たちが助けしてくれる住まい環境

	項目	計画概要	備考	基準概要
地域の人の交流イベント	18 地域の人の交流イベント	<input type="checkbox"/> [3p] ○ 町内会等と連携した清掃活動 ○ 教育機関、教育企業と連携した教室、プレイルーム ○ その他、地域の人との交流イベント 具体内容を記入	※実施するイベントにチェック	
長屋風の豊かなコミュニティ	19 コミュニケーションを促すスペースの設置	<input type="checkbox"/> [必須] 住戸タイプ（戸数） (戸) (戸) (戸) (戸) (戸) コミュニケーションスペースの概要 図面番号		複数の住戸タイプ コミュニケーションスペースの設置
地域の目が届く	20 防犯対策【再掲】	<input type="checkbox"/> [3p] 再掲-13		
地域の人たちが交流できる場	21 小学校等までの距離	<input type="checkbox"/> [3p] ○ 小学校等まで 400m未満 [2p] ○ 小学校等まで 400m以上 800m未満 [1p] ○ 小学校等まで 800 以上 1,200m未満	※マンションとの位置関係、距離がわかるよう図示し、距離を記入	小学校等：小学校、児童館
	22 図書館等までの距離	<input type="checkbox"/> [3p] ○ 図書館等まで 400m未満 [2p] ○ 図書館等まで 400m以上 800m未満 [1p] ○ 図書館等まで 800 以上 1,200m未満	※マンションとの位置関係、距離がわかるよう図示し、距離を記入	図書館等：図書館、美術館、体育施設（学校体育施設を除く）、公民館
合計点（選択）		p		6p 以上

3 親同士が助け合い・交流できる住まい環境

	項目	計画概要	備考	基準概要
子育て交流イベント	23 子育て交流イベント	<input type="checkbox"/> [3p] <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 子育てサークルと連携した子育て交流イベント <input type="radio"/> キッズルームなどでの子育てイベントの情報提供 <input type="radio"/> 身近な場所での子育て巡回相談 <input type="radio"/> その他、子育て交流サービス 具体内容を記入 _____ _____ _____ 	※実施するイベントにチェック	
豊かな生活環境	24 一定の子育て世帯数	<input type="checkbox"/> [必須] <ul style="list-style-type: none"> 住戸面積 _____ m² ~ _____ m² 70 m²以上住戸数 _____ 全戸数 _____ 		40 m ² 以上、かつ、1/2以上が70 m ² 以上
気軽に集まれるスペース	25 キッズルームやちょっとした交流スペースの設置	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> [3p] 授乳室を備えた集会室、キッズルーム等の共用スペース又はプレイロット等の屋外共用スペース 図面番号 _____ <input type="radio"/> [1p] その他の工夫 具体内容を記入 _____ _____ _____ 図面番号 _____ 		共用玄関付近等へのベンチ等の設置又は子どもが遊べる屋外スペースの確保など、入居者間の交流を促す工夫
悩みを相談し合える場	26 子育て支援施設等までの距離	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援施設等の名称 _____ 子育て支援施設等の特徴 _____ _____ _____ <input type="radio"/> [3p] 子育て支援施設等まで 400m未満 <input type="radio"/> [2p] 子育て支援施設等まで 400m以上 800m未満 <input type="radio"/> [1p] 子育て支援施設等まで 800以上 1,200m未満 	※マンションとの位置関係、距離がわかるよう図示し、距離を記入	子育て支援施設等：地域子育て支援センター、広島県子育てサポートステーション
気軽に親同士が集える場	27 公園等までの距離【再掲】	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> [3p] <input type="radio"/> [2p] 再掲-16 <input type="radio"/> [1p] 		
合計点（選択）		_____ p		6p 以上

4 働きながら子育てできる住まい環境

	項目	計画概要	備考	基準概要	
子育て支援サービス	28 子育て支援サービス	□ [3p]	○ 保育所等への送迎サービス	※実施するサービスにチェック	
			○ ベビーシッターなどの家事支援サービス		
			○ キッズルームなどを利用した託児サービス		
			○ キッズルームなどでのお父さん・お母さん参加型の子育て講座等		
			○ その他、子育て支援サービスの実施 具体内容を記入		
子育てしやすい周辺環境	29 駐輪スペースの確保【再掲】	□ [2p]	再掲-12		
	30 屋根を設けた車寄せの設置	□ [2p]	図面番号		
	31 防犯対策【再掲】	□ [3p]	再掲-13		
子育てしやすい環境	32 キッズルームやちょっとした交流スペースの設置【再掲】	□	○ [3p] 再掲-25 ○ [1p]		
交通の便がよく、通勤時間を短縮できる	33 駅、バス停までの距離	□	○ [3p] 駅、バス停の名称	※マンションとの位置関係、距離がわかるよう図示し、距離を記入	
			○ [2p] 駅・バス停まで 400m未満		
			○ [1p] 駅・バス停まで 400m以上 800m未満		
保育所等が利用しやすい場所にある	34 保育施設までの距離	□	保育所等の名称	※マンションとの位置関係、距離がわかるよう図示し、距離を記入	保育所等：保育所、幼稚園、認定こども園
			保育所等の特徴		
			○ [3p] 保育所等まで 400m未満		
			○ [2p] 保育所等まで 400m以上 800m未満		
	35 商業施設までの距離	□	商業施設の名称	※マンションとの位置関係、距離がわかるよう図示し、距離を記入	商業施設：商店街、スーパーマーケット（コンビニエンスストアを除く）
			商業施設の特徴		
			○ [3p] 商業施設まで 400m未満		
			○ [2p] 商業施設まで 400m以上 800m未満		
			○ [1p] 商業施設まで 800 以上 1,200m未満		
合計点（選択）			p		11p 以上

5 安心して子育てできる住まい環境

	項目		計画概要	備考	基準概要
子育て安心サービス	36	子育て安心サービス [3p]	<input type="radio"/> 医療機関と連携した健康相談サービス	※実施するイベントにチェック	
			<input type="radio"/> 保育士等による育児相談サービス		
			<input type="radio"/> 警備会社などと連携した見回りサービス		
			<input type="radio"/> その他、子育て安心サービス 具体内容を記入		
安心して子育てできる住まい	37	バリアフリー化 【再掲】 [必須]	再掲-2		
	38	住戸内の階段の形状 【再掲】 [必須]	再掲-3		
	39	住戸内の床仕上げ 【再掲】 [2p]	再掲-4		
	40	転落防止手すりの設置 【再掲】 [必須]	再掲-5		
	41	衝突安全対策 【再掲】 [2p]	再掲-6		
	42	健康にやさしい建材使用 【再掲】 [2p]	再掲-7		
	43	防犯対策 【再掲】 [3p]	再掲-8		
家族の成長に対応できる住まい	44	適切な広さの確保 【再掲】 [必須]	再掲-24		
	45	収納スペースの確保 [2p]	収納率 _____ % 算定式：収納面積（㎡）÷専用部分面積（㎡）×100 ・収納面積：S1+S2 S1：高さ180cm以上の収納部分の水平投影面積 S2：高さ180cm未満の収納部分の水平投影面積×当該収納部分の高さ（cm）÷180 図面番号 _____		8%以上
家族の存在を感じる住まい	46	対面キッチンなど家族を感じる間取り [2p]	具体内容を記入 _____ _____ 図面番号 _____		
安心して子育てできる周辺環境	47	防犯対策 【再掲】 [3p]	再掲-13		
	48	共用廊下の手すりの設置 [必須]	日本住宅性能表示基準 「9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）」 等級 _____		等級2以上または広島県子育てスマイルマンション認定基準に適合
	49	エレベーター設置 [必須]	図面番号 _____		
医療施設が近くにあること	50	小児科等までの距離 [3p] [2p] [1p]	<input type="radio"/> 小児科医療施設まで400m未満 <input type="radio"/> 小児科医療施設まで400m以上800m未満 <input type="radio"/> 小児科医療施設まで800以上1,200m未満	※マンションとの位置関係、距離がわかるよう図示し、距離を記入	
合計点（選択）			_____ p		11p以上

(別記様式3)



広島県子育てスマイルマンション認定制度

計 画 認 定 書

認 定 番 号 第 号
様

令和 年 月 日付で申請のあった次の計画について、広島県子育てスマイルマンション認定制度要綱第5条第2項の規定に基づき、計画認定します。

- 1 計画名称
- 2 計画の位置

令和 年 月 日

広島県知事

(別記様式4)

住宅第 号
令和 年 月 日

様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10-52
住宅課

広島県子育てスマイルマンション認定制度 認定基準に適合しない旨の通知

令和 年 月 日付けで申請のあった次の計画について、広島県子育てスマイルマンション認定制度要綱第5条第2項の規定に基づき、通知します。

- 1 計画名称
- 2 計画の位置
広島県
- 3 認定基準に適合しない事項

(別記様式5)

令和 年 月 日

広島県知事

(申請者)

住所

氏名

広島県子育てスマイルマンション認定制度 変更等届出書

次の計画について変更等を行いたいので、広島県子育てスマイルマンション認定制度要綱第 条第 項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

届出区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止
計画名称	
計画の位置	地名地番：広島県 住居表示：広島県
工事期間	(予定) 着工 年 月 日～竣工 年 月 日
経過等	※ 変更等を行う計画に関して、通知・認定を受けた日付等を記入してください。 計画認定 : 年 月 日 (住宅第 号) 変更計画認定 : 年 月 日 (住宅第 号)
概要	※ 「変更」の場合のみ、その概要を記入してください。

[添付資料]

- ・ 変更前と変更後の違いを明示した書類など

認定マーク 1



認定マーク 2



認定マーク 3



認定マーク 4



〇〇年〇月 第〇号竣工認定

子育てスマイルマンション



広島県の子ども
元気いっぱい
キャラクター
イクちゃん

マンション名

広島県子育てスマイルマンションは、
子育てのしやすさに配慮したマンションを
広島県が認定する制度です。
当マンションは、認定基準に適合するため
第〇号竣工認定マンションとして認定します。

〇〇年〇月 広島県

【注意事項】

- 1 本県の許可なく、認定マークを使用することは禁じます。
- 2 認定マーク 5 は、広島県子育てスマイルマンション認定制度要綱第 7 条第 2 項の規定により竣工認定書の交付を受けた場合に限り、使用することができます。

(別記様式 7)



広島県子育てスマイルマンション認定制度

計画変更認定書

認定番号 第 _____ 号
様

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日付で申請のあった次の計画について、広島県子育てスマイルマンション認定制度要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、計画変更認定します。

- 1 計画名称
- 2 計画の位置

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

広島県知事

(別記様式8)

令和 年 月 日

広島県知事

(申請者)

住所

氏名

広島県子育てスマイルマンション認定制度 竣工届兼認定申請書

次の計画について、竣工を届け出るとともに、竣工認定を受けたいので、広島県子育てスマイルマンション認定制度要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 竣工認定 ・ 計画認定 年 月 日 (住宅第 号) <input type="checkbox"/> 竣工認定 (計画認定未取得) <input type="checkbox"/> 更新認定	
計画名称		
計画の位置	地名地番：広島県 住居表示：広島県	
竣工日	年 月 日	
竣工概要	敷地面積： m ²	延べ面積 (全体)： m ²
	全住戸数： 戸	
	専有部分の床面積 (1戸あたり)： m ² ～ m ²	
	専有部分が70 m ² 以上の住戸数： 戸	≥ 全住戸の 1/2 (戸)
	住宅以外の用途の有無： <input type="checkbox"/> あり (用途： 、延べ面積 m ²) <input type="checkbox"/> なし	
	設計住宅性能評価書の取得日： 年 月 日	
	建設住宅性能評価書の取得予定： 年 月 日	
経過等	・ 計画認定 年 月 日 (第 号) ・ 計画変更認定 年 月 日 (第 号)	

[添付資料]

- ・ 建設住宅性能評価を取得している場合は評価書の写し
- ・ その他、認定基準に適合することを確認するため、知事が必要と認める書類
- ・ 竣工写真 (マンションの全体及び認定基準に関わる各部分の状況が分かるもの)

(別記様式 9)



広島県子育てスマイルマンション認定制度

竣 工 認 定 書

認 定 番 号 第 _____ 号
様

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日付けで申請のあった次の計画について、広島県子育てスマイルマンション認定制度要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、竣工認定します。

- 1 計画名称
- 2 計画の位置
- 3 竣工認定期間
- 4 その他

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

広島県知事

(別記様式 10)

令和 年 月 日

広島県知事

(申請者)

住所

氏名

広島県子育てスマイルマンション認定制度 維持管理責任者選任届出書

次の広島県子育てスマイルマンションについて維持管理責任者を選定したので、広島県子育てスマイルマンション認定制度要綱第8条第1項の規定に基づき、届け出ます。

1 竣工認定年月日等 年 月 日 (第 号)

2 名称 (マンション名)

3 位置 (住居表示)

広島県

4 維持管理責任者

所属		
(ふりがな) 氏 名		
連絡先	住所 :	
	電話 : ()	FAX : ()
	E-mail :	

(別記様式 11)

令和 年 月 日

広島県知事

(申請者)

住所

氏名

広島県子育てスマイルマンション認定制度 維持管理状況報告書

年 月 日付けで竣工認定を受けた次の計画について、広島県子育てスマイルマンション認定制度要綱第8条第3項の規定に基づき、維持管理の状況を報告します。

1 名称 (マンション名)

2 位置 (住居表示)

広島県

3 報告区分 (該当する□を塗りつぶしてください)

広島県子育てスマイルマンション認定を受けた日から

1年 2年 3年 4年 5年

[添付資料]

- ・ 認定基準に係る共用部分の写真
- ・ 子育て支援サービス実施結果報告書 (様式 12 号)

広島県知事

(申請者)

住所

氏名

広島県子育てスマイルマンション認定制度 認定取消申出書

次のマンションについて、広島県子育てスマイルマンション認定制度要綱第9条第1項の規定に基づき、認定を取り消したいので申し出ます。

1 名称 (計画名称又はマンション名)

2 計画の位置 (住居表示)

広島県

3 申出内容

認定の区分	認定年月日・認定番号	申出理由
<input type="checkbox"/> 計画認定	年 月 日 (第 号)	
<input type="checkbox"/> 計画変更認定	年 月 日 (第 号)	
<input type="checkbox"/> 竣工認定	年 月 日 (第 号)	

【注意事項】

- ・ 取消しを申し出る認定の区分を選んで、を塗りつぶしてください。
- ・ 竣工認定を取り消す場合は、それに係る計画認定、計画変更認定も同時に取り消すこととなりますので、それぞれ該当する認定年月日・認定番号を記入してください (計画認定を受けずに竣工認定のみを受けたマンションは除く)。
- ・ 取消しを申し出る認定が複数に渡る場合、申出理由は1つで構いません。

(別記様式 14)

住宅第 号
令和 年 月 日

様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
住宅課

広島県子育てスマイルマンション認定制度 認定取消通知書

次の広島県子育てスマイルマンションについて、認定を取り消したので、広島県子育てスマイルマンション認定制度要綱第9条第2項の規定に基づき、通知します。

- 1 名称（計画名称又はマンション名）
- 2 計画の位置（住居表示）
広島県
- 3 取消理由